

【別紙様式】

<p>兵庫県明石市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	文化芸術公共施設運営支援事業		
総事業費 (千円)	10,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	10,000千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響により運営に大きな影響を受けている文化芸術関連の公共施設で、本市からの休館や定員制限の要請に協力し、感染症対策を実施する施設について、今後の文化芸術活動の再開・振興を図るため、支援金を交付し運営面での支援を行う。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 運営支援金：5,000千円/施設×2施設＝10,000千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 共立・N T T ファシリティーズ共同事業体（明石市立市民会館、明石市立西部市民会館指定管理者） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 当該交付対象者は施設の指定管理者であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、施設の休館や利用率低下に伴う利用料金収入の減少、感染拡大防止対策のための物品購入費等の増加の影響を大きく受けているため、交付対象者に対し補助金を交付し事業継続を支援する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響で大きな打撃を受けた文化芸術関連公共施設を維持・継続していくことで、今後の文化芸術活動の再開・振興が図られる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数や利用料金収入が大幅に減少しており、指定管理者による施設の維持管理・運営の継続が厳しい状況に陥っている。</p> <p>指定管理者に対して支援を行うことは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている文化芸術活動の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		